

県立学校における生徒個人票の紛失について

1 事案のあった学校

滋賀県立東大津高等学校

2 事案発生の日時

平成 27 年 7 月 18 日（土）～9 月 1 日（木）朝

3 事案の概要

緊急時の保護者への連絡や生徒との面談に使用するため、生徒と保護者の氏名、住所、連絡先電話番号等が記載された生徒個人票を、クラスごとにフラットファイルに綴じ、各担任が各自の机の引き出しに保管していた。

平成 27 年 9 月 1 日（火）午前 8 時ごろ、2 年生を担任している 26 歳の男性教諭が、担任する生徒宅に電話をするため生徒個人票を使おうとした際、担任するクラスの生徒個人票（41 人分）を綴じたファイルがなくなっていることに気づいた。

男性教諭は、同ファイルを職員室から持ち出した記憶がなかったため、同 1 日（火）から 7 日（月）まで、同じ職員室にいる 14 名の教職員と共に、職員室内を隈無く探したが発見することができず、同 7 日（月）放課後、校長に報告した。

なお、男性教諭が最後に同ファイルを利用したのは、模擬試験の行われた 7 月 18 日（土）の朝であり、それ以降は使用していない。

また、現時点では、生徒個人票に記載されている個人情報の外部への流出または不正利用に関する報告は受けていない。

4 生徒個人票に記載されている個人情報

- ・生徒、保護者および保証人の住所、氏名、電話番号
- ・生徒の生年月日
- ・出身中学校、出身小学校
- ・家族構成
- ・通学方法・時間
- ・緊急連絡先の電話番号
- ・自宅付近の略地図
- ・部活動、生徒会役員、クラス役員
- ・今年の抱負
- ・担任に知っておいてもらいたいこと等
- ・得意、不得意科目
- ・趣味、特技

5 事案の原因

「県立学校における個人情報の流出等防止のための行動指針」により、個人情報を含んだ帳票などは、施錠できる場所で保管するとされており、施錠できる担任の机の引き出しに保管していたものの、個人情報を含んだ帳票の管理に対する教員の意識の持ち方や組織的な管理体制の不十分さが今回の事案につながった。

6 事後の対応

- (1) 9月8日（火）朝、校長は全教職員に紛失の事実を伝えるとともに、同ファイルを全員で探すことを指示した。同8日（火）から校内を徹底的に探しているが、現時点では同ファイルは見つかっていない。
- (2) 9月14日（月）所轄の警察に相談し、遺失届を提出した。
- (3) 9月15日（火）夕刻より、管理職と2年生の担任が被害生徒宅を訪問し、生徒と保護者に説明と謝罪をおこない、今後の対応について説明している。
- (4) 9月16日（水）15時から全校生徒への説明を行い、9月17日（木）19時から保護者を対象とした説明会を開催し、説明と謝罪を行い、今後の対応についても説明した。

7 県教育委員会の対応

他校についても同様の生徒個人票の管理状況を確認するとともに、個人情報の適切な管理について改めて指導し徹底した。